

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年8月10日 14時00分発表

## 〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
松岡、山下、河合 TEL 052-952-8038  
中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当  
鈴木、磯野、吉岡 TEL 059-234-8411

## トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社 オーバルネットワーク（代表取締役 安田 考宏）  
住所：三重県鈴鹿市国分町458-3  
営業所：本社営業所（三重県四日市市小古曾東2丁目3-16）

## 2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年8月10日  
処分内容：車両使用停止処分230日車（23両を10日間）

## 3. 監査端緒

当該事業者に対して、法令違反が疑われる情報があったため。

## 4. 主な違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）

（2）運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- (3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。【なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）】  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (4) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (5) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (6) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (8) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (9) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (10) 特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (11) 損害賠償の支払能力の確保が十分でなかった。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 23点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 23点